

氷見市 空き家情報バンク

ひとのつながりで
氷見の未来を
つくる

空き家を「売りたい・貸したい」方と「買いたい・借りたい」方を繋ぐ制度です。



空き家を売りたい・貸したい方へ

市内の空き家を移住・定住を希望する方へ紹介出来ます。



あなたの大切な
空き家を、
次の暮らしへ



空き家を買いたい・借りたい方へ

利用希望者として登録出来る方

- ・氷見市外から転入し、市内に定住しようとする方
- ・令和8年8月豪雨または令和6年能登半島地震により住家に居住できない状態となった方



氷見市HP

登録の流れ

① 不動産事業者に登録の相談



② 物件確認



③ 販売価格・家賃の設定及び媒介契約



④ 情報登録



お問い合わせ

氷見市IUU応援センター
氷見市未来戦略課

☎(0766)54-0445

☎(0766)74-8190

空き家所有者向け支援制度

空き家バンクへの登録に合わせて利用できる制度をご案内します。

① 仲介手数料0円空き家バンク



大切な家を
次の人へ



空き家と敷地を合わせて売買価格が250万円以下となる物件の情報を発信しています。登録した物件が、被災者や移住者と売買成約した場合、売主と買主の仲介手数料が無料になります。

主な登録条件



市内の一戸建て
専用住宅



不良住宅で
ないこと



原則5年間の
継続登録



氷見市HP

- ※物件の登録は宅地建物取引業者を仲介する必要があります。
- ※空き家情報バンクに5年間継続して登録する必要があります。
- ※市から取引業者へ仲介手数料として報奨金を支払います。

② 空き家情報バンク登録促進奨励金



貸してつなぐ
地域の未来



空き家を空き家情報バンクに賃貸物件として登録した場合及び登録後に成約に至った場合に奨励金を交付します。

登録奨励金

2万円

成約奨励金

3万円



氷見市HP

- ※登録時と初回成約時に1回ずつ奨励金を交付します。
- ※空き家情報バンクに2年間継続して登録する必要があります。



各制度の詳しい内容は市HPまたは
未来戦略課までお問い合わせください。

未来戦略課
☎(0766)74-8190